

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9及び10に基づき組織することとし、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、高梁川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県、国及びダム管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高梁川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項
- 五 高梁川流域で行う流域治水の全体像の共有、「流域治水プロジェクト」の策定・公表・フォローアップ及びその他流域治水に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（真備部会）

第5条2 真備地区について緊急対策に係る取り組みの検討を行うため、真備部会を置く。

2 真備部会は、真備部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(防災行動計画検討部会)

第5条3 高梁川流域における大規模氾濫時の事前防災行動計画の検討を行うため、防災行動計画検討部会を置く。

2 防災行動計画検討部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(ダム部会)

第6条 高梁川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。

2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(流域治水部会)

第7条 高梁川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行うため、流域治水部会を置く。

2 流域治水部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

3 各部会の会議及び会議資料の公開については、各部会の設置要綱に基づくものとする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所及び岡山県土木部河川課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成29年 5月22日(第4条別表改正)

改正 平成30年 2月 2日(第1条改正)

改正 平成30年 5月16日(第5条別表改正)

改正 平成30年10月31日(真備部会の設置)

改正 平成30年12月27日(減災対策協議会の再編、防災行動計画検討部会の設置)

改正 令和元年 5月29日(構成市町の追加等)

改正 令和2年 1月31日(ダム部会の設置)

改正 令和2年 6月12日(第4条別表、第5条別表改正)

改定 令和2年 8月 7日(流域治水部会の設置)

改定 令和 3 年 3 月 1 8 日（第 5 条別表改定）

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員) 倉敷市長

笠岡市長

井原市長

総社市長

高梁市長

新見市長

浅口市長

早島町長

里庄町長

矢掛町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

中国電力株式会社 東部水力センター所長

気象庁 岡山地方気象台長

農林水産省 中国四国農政局 地方参事官(特命・事業計画)

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長

(オブザーバー)

広島県

国土交通省 中国地方整備局 河川部

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員) 倉敷市 総務局参与

倉敷市 土木部長

笠岡市 危機管理部長

笠岡市 建設部長

井原市 総務部長

井原市 建設部長 (兼) 危機管理監

総社市 危機管理室長

総社市 建設部長

高梁市 政策監

高梁市 産業経済部長

新見市 総務部長

新見市 建設部長

浅口市 企画財政部長

浅口市 産業建設部長

早島町 総務課長

早島町 建設農林課長

里庄町 総務課長

里庄町 農林建設課長

矢掛町 総務防災課長

矢掛町 建設課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

中国電力株式会社 東部水力センター 土木第六課長

気象庁 岡山地方気象台 防災管理官

農林水産省中国四国農政局農村振興部 設計課 水利計画官

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 副所長

(オブザーバー)

広島県